

## 承認第 1 号

### 専決処分事項の承認について

平成 23 年度橋本市一般会計補正予算(第 7 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 24 年 6 月 11 日 提出

橋本市長 木下 善之

## 専決処分について

平成 23 年度橋本市一般会計補正予算(第 7 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 24 年 3 月 30 日 専決

橋本市長 木下 善之

## 平成 23 年度 橋本市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 23 年度橋本市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,481 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,110,794 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 24 年 3 月 30 日 専決

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		230,000	22,015	252,015
	1 地方揮発油譲与税	64,000	6,095	70,095
	2 自動車重量譲与税	166,000	15,920	181,920
3 利子割交付金		26,000	16,335	42,335
	1 利子割交付金	26,000	16,335	42,335
4 配当割交付金		8,800	15,759	24,559
	1 配当割交付金	8,800	15,759	24,559
5 株式等譲渡所得割交付金		7,400	△2,314	5,086
	1 株式等譲渡所得割交付金	7,400	△2,314	5,086
6 地方消費税交付金		500,000	△10,431	489,569
	1 地方消費税交付金	500,000	△10,431	489,569
7 ゴルフ場利用税交付金		27,000	792	27,792
	1 ゴルフ場利用税交付金	27,000	792	27,792
8 自動車取得税交付金		61,000	△1,671	59,329
	1 自動車取得税交付金	61,000	△1,671	59,329
9 地方特例交付金		100,000	13,071	113,071
	1 地方特例交付金	100,000	13,071	113,071
10 地方交付税		7,356,731	88,555	7,445,286
	1 地方交付税	7,356,731	88,555	7,445,286
11 交通安全対策特別交付金		8,800	179	8,979
	1 交通安全対策特別交付金	8,800	179	8,979
14 国庫支出金		3,230,719	70,287	3,301,006
	2 国庫補助金	869,204	70,287	939,491
15 県支出金		1,629,783	△3,800	1,625,983
	2 県補助金	741,078	△3,800	737,278
18 繰入金		1,548,676	△217,258	1,331,418
	2 基金繰入金	1,455,834	△217,258	1,238,576
21 市債		5,504,286	0	5,504,286
	1 市債	5,504,286	0	5,504,286
歳入合計		29,119,275	△8,481	29,110,794

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		715,325	△125	715,200
	1 農業費	663,679	△125	663,554
7 商工費		1,057,330	△8,356	1,048,974
	1 商工費	1,057,330	△8,356	1,048,974
歳 出 合 計		29,119,275	△8,481	29,110,794

## 第2表 繰越明許費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	三石保育園外構造成工事費	21,590

## 第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	千円 324,500	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方 式で借り入れる公的資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率。	借入先の融通条件によ る。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮もしくは 繰上償還又は低利に借 換えることができる。
合併特例事業	2,203,500			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 347,700	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。
2,180,300			